

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成 17 年 1 月 22 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	10	一般職の職員の身分の取扱いについて
1 職員の身分の取扱い 2 町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。 2 職員数 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理を図る。 3 職員給与 職員の給与については、職員の処遇の公正及び給与の適正化の観点から、職員団体との協議を経て調整し、速やかに統一を図る。 4 職階 職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し統一する。		